

令和元年度決算に基づく
静岡市財政健全化審査意見書

静岡市監査委員

02 静 監 第 690 号
令和 2 年 8 月 24 日

静岡市長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 村 松 眞
同 白 鳥 三和子
同 山 根 田鶴子
同 山 本 彰 彦

令和元年度決算に基づく静岡市財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく静岡市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和元年度決算に基づく静岡市財政健全化審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づく静岡市健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月15日から令和2年8月17日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。

- 1 法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りがないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の計算に用いられているか。
- 3 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- 4 客観的事実の妥当性を判断した上で健全化判断比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められた。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.25)	— (16.25)	6.4 (25.0)	48.9 (400.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字額がない場合は、「—」を記載した。
- 2 各比率の早期健全化基準を（ ）書きで記載した。

第5 算定対象会計

健全化判断比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

健全化法	地方財政法	静岡市					
一般会計等	一般会計		電気事業経営記念基金会計 土地区画整理清算基金会計 母子・父子・寡婦福祉資金貸付基金会計 公債管理事業会計 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	実質赤字比率			
	特別会計	特別会計			国民健康保険事業会計	連結実質赤字比率	
					介護保険事業会計		
					後期高齢者医療事業会計		
					介護保険サービス会計		
			駐車場事業会計				
			競輪事業会計				
			簡易水道事業会計				
			中央卸売市場事業会計				
			農業集落排水事業会計				
			公営企業会計	公営企業会計 (法適用)	病院事業会計		実質公債費比率
					水道事業会計		
					下水道事業会計		
一部事務組合・広域連合	共立蒲原総合病院組合、静岡県後期高齢者医療広域連合、静岡地方税滞納整理機構		将来負担比率				
地方公社・地方独立行政法人等	静岡市土地開発公社、地方独立行政法人静岡市立静岡病院						

第6 健全化判断比率の概要

1 実質赤字比率

(1) 概要

対象会計の実質赤字額の標準財政規模（標準な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模）に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{対象会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^*}$$

$$\text{※標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

(2) 実質赤字額

令和元年度決算に基づく実質赤字比率は、次のとおりである。

なお、実質収支額は地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにに基づき算出するものであり、各会計における決算数値とは必ずしも一致しない。

(単位：千円 比率：% △印：減)

区 分	令和元年度 実質収支額	平成30年度 実質収支額	比較増減
一般会計等	5,106,027	5,353,809	△247,782
一 般 会 計	5,087,937	5,321,395	△233,458
電気事業経営記念基金会計	98	100	△2
土地区画整理清算金会計	32	8	24
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計	17,960	32,306	△14,346
公債管理事業会計	0	0	0
静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	0	0	0
標準財政規模	187,789,105	188,209,181	△420,076
標準税収入額等	155,505,926	154,218,883	1,287,043
普通交付税額	16,385,688	14,956,822	1,428,866
臨時財政対策債発行可能額	15,897,491	19,033,476	△3,135,985
実質赤字比率	—	—	

(3) 算定結果

実質赤字比率は対象会計の実質収支額が赤字である場合に算定されるが、本年度の一般会計等の実質収支額は黒字であったことから、実質赤字比率は算定されていなかった。

2 連結実質赤字比率

(1) 概要

対象会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{対象会計の実質赤字額又は資金不足額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 算定結果

ア 令和元年度決算に基づく連結実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：減)

区 分	令和元年度 実質収支額 又は資金不足 ・剰余額	平成30年度 実質収支額 又は資金不足 ・剰余額	比較増減
一 般 会 計 等	5,106,027	5,353,809	△247,782
国民健康保険事業会計（事業勘定）	1,140,665	1,119,969	20,696
国民健康保険事業会計（直営診療施設勘定）	0	1	△1
介 護 保 険 事 業 会 計	238,544	737,493	△498,949
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	300,707	311,698	△10,991
介 護 保 険 サ ー ビ ス 会 計	100	100	0
駐 車 場 事 業 会 計	143	134	9
競 輪 事 業 会 計	353,273	302,224	51,049
簡 易 水 道 事 業 会 計	9,378	2,154	7,224
中 央 卸 売 市 場 事 業 会 計	40,003	31,735	8,268
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	1,628	1,615	13
水 道 事 業 会 計	9,656,845	10,359,054	△702,209
病 院 事 業 会 計	1,628,233	1,447,523	180,710
下 水 道 事 業 会 計	11,929,725	12,037,067	△107,342
計	30,405,271	31,704,576	△1,299,305
標 準 財 政 規 模	187,789,105	188,209,181	△420,076
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	

イ 連結実質赤字比率は対象会計の実質収支額又は資金不足・剰余額の合計額が赤字である場合に算定されるが、本年度の当該合計額は黒字であることから、連結実質赤字比率は算定されていなかった。

3 実質公債費比率

(1) 概要

対象会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金 (①)} + \text{準元利償還金 (②)}) - (\text{①又は②に充てられる特定財源 (③)} + \text{算入公債費等の額 (④)})}{\text{標準財政規模 (⑤)} - \text{算入公債費等の額 (④)}}$$

(2) 算定結果

ア 令和元年度決算に基づく実質公債費比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：%)

項 目	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
元利償還金 ①	28,948,645	29,648,341	30,647,963	32,081,804
準元利償還金 ②	15,972,876	16,062,392	15,461,736	14,387,629
①又は②に充てられる特定財源 ③	11,102,354	10,757,242	11,349,622	11,721,650
算入公債費及び算入準公債費の額 ④	23,488,065	24,261,701	24,279,774	24,422,967
標準財政規模 ⑤	187,789,105	188,209,181	186,500,513	163,647,048
実質公債費比率(単年度) ((①+②)-(③+④))/(⑤-④)	Ⓐ6.28791	Ⓑ6.52147	Ⓒ6.46052	Ⓓ7.41597
令和元年度実質公債費比率 (3か年平均) (Ⓐ+Ⓑ+Ⓒ) / 3	6.4			
平成30年度実質公債費比率 (3か年平均) (Ⓑ+Ⓒ+Ⓓ) / 3		6.7		

イ 本年度の実質公債費比率は6.4%で、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っており、前年度の6.7%に比べて0.3ポイントの減となっていた。

これは主に、平成29年度以降、指標の分母を構成する標準財政規模⑤が増加したことによるものである。

4 将来負担比率

(1) 概要

対象会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (①)} - \text{充当可能財源等 (②)}}{\text{標準財政規模 (③)} - \text{算入公債費等の額 (④)}}$$

(2) 算定結果

ア 令和元年度決算に基づく将来負担比率は、次のとおりである。

(単位：千円 比率：% △印：減)

項 目	令和元年度	平成30年度	比較増減
将来負担額 ①	611,109,081	609,094,510	2,014,571
地方債の現在高	477,105,279	470,595,437	6,509,842
債務負担行為に基づく支出予定額	4,808,078	5,790,254	△982,176
公営企業債等繰入見込額	66,178,298	67,786,649	△1,608,351
組合負担等見込額	623,972	669,126	△45,154
退職手当負担見込額	60,468,057	62,331,064	△1,863,007
設立法人の負債額等負担見込額	1,925,397	1,921,980	3,417
連結実質赤字額	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
充当可能財源等 ②	530,659,819	528,937,502	1,722,317
充当可能基金	65,048,053	66,578,524	△1,530,471
充当可能特定歳入	88,008,205	88,669,540	△661,335
基準財政需要額算入見込額	377,603,561	373,689,438	3,914,123
標準財政規模 ③	187,789,105	188,209,181	△420,076
算入公債費等の額 ④	23,488,065	24,261,701	△773,636
将来負担比率(①-②)/(③-④)	48.9	48.8	0.1

イ 本年度の将来負担比率は48.9%で、早期健全化基準の400.0%を大きく下回っており、前年度の48.8%に比べて0.1ポイントの増となっていた。

これは主に、臨時財政対策債などの地方債現在高が増加したことにより、将来負担額①が前年度に比べ20億1,457万円増加した一方、職員退職手当基金などの充当可能基金が減少したことにより、充当可能財源等②が前年度に比べ17億2,231万円の増加にとどまったことによるものである。

